

八筑医発第28-255号
平成28年8月22日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

春日市公費医療費（こども医療・重度障害者医療）支給制度の改正について

春日市こども医療費支給制度について、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、平成28年10月1日より制度改正される旨の通知が福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。

なお、

- 1）ひとり親家庭等医療費支給制度については、制度改正はありません。
- 2）本制度に関するお問い合わせについては、春日市健康推進部国保医療課医療担当（092-584-1111（内線1540））までご照会ください。

記

こども医療費支給制度			現行	改正後（平成28年10月～）
対象者	通院		義務教育就学前まで	<u>小学校6年生まで</u>
	入院		中学校3年生まで	中学校3年生まで
自己負担額 （※いずれも 1医療機関 ごと）	3歳未満		なし	なし
	3歳以上 ～未就学	通院	600円／月	<u>800円／月</u>
		入院	500円／日（月3,500円限度）	500円／日（月3,500円限度）
	小学生	通院	助成対象外	<u>1,200円／月</u>
		入院	500円／日（月10,000円限度）	500円／日（ <u>月3,500円限度</u> ）
	中学生	通院	助成対象外	助成対象外
		入院	500円／日（月10,000円限度）	500円／日（ <u>月3,500円限度</u> ）

重度障害者医療費支給制度		現行	改正後（平成28 年10 月～）
対象者	通院	小学校 1 年生以上	<u>3 歳以上</u>
	入院		
自己負担額 (※いずれも 1 医療機関ごと)	通院	小学校 1 年生以上 500 円／月	<u>3 歳以上</u> 500 円／月
	入院	一般：500 円／日 (月10,000 円限度) 低所得：300 円／日 (月6,000 円限度)	<u>3 歳～小学校 6 年生</u> 一般：500 円／日 (月3,500 円限度) 低所得：300 円／日 (月2,100 円限度) 中学生以上 一般：500 円／日 (月10,000 円限度) 低所得：300 円／日 (月6,000 円限度)

※所得制限限度額以上の方はこども医療、重度障害者医療は適用されません。

※10 月以降に申請された場合、公費医療の資格取得日は申請月の初日となります。